

## 改正条例の概要図

### ■ 「つきまとい行為等の禁止」に係る規制対象行為の拡大（第5条の2第1項）

号	規制対象行為	改正部分	具体例
1	つきまとい、住居等への押し掛け、住居等の付近でのうろつき、見張りをすること等	第5条の2第1項において、相手方の住居、勤務先、学校その他通常所在する場所について「住居等」と規定しているところ、この「住居等」に「現に所在する場所」を追加	相手方が「現に所在する場所」の付近における見張り等 <ul style="list-style-type: none"> <li>子供のサッカーの試合を観戦するために訪れていた学校のグラウンド</li> <li>客として訪れていた店舗</li> <li>出演していた演奏会場</li> </ul>
2	監視していると告げること等	改正なし	—
3	著しく粗野又は乱暴な言動をすること	改正なし	—
4	拒まれたにもかかわらず、連続して、電話、文書の送付、ファックス、電子メールの送信等を行うこと等	「文書の送付」を追加	相手方から拒まれたにもかかわらず、毎日一度、相手方へ手紙（封書やはがき）を郵送する行為
5	汚物を送付すること等	改正なし	—
6	名誉を害する事項を告げること等	改正なし	—
7	性的羞恥心を害する事項を告げること等	改正なし	—
8	新設	相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方のスマートフォンを一時的に操作して、当該スマートフォンの画面上に位置情報を表示させて盗み見る行為</li> <li>相手方の自動車に取り付けられたGPS機器等（位置情報が記録されたもの）を回収する行為</li> <li>相手方の所持するGPS機器等により送信された当該機器等に係る位置情報の電磁的記録を、行為者が所持するスマートフォンで受信する行為</li> </ul>
9	新設	相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方が使用・乗車する自動車の底部にGPS機器等を取り付ける行為</li> <li>GPS機器等を取り付けたプレゼントを相手方に交付する行為</li> <li>相手方のカバンのポケットにGPS機器等を差し入れる行為</li> </ul>

### ■ 「つきまとい行為等に係る情報提供の禁止」の新設（第5条の3）

つきまとい行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該違反行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供してはならない旨を規定。※罰則なし

#### 【参考】

ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条（ストーカー行為等に係る情報提供の禁止）と同様の規定